一橋大学オープンアクセス方針実施要領

平成 30 年 1 月 23 日 令和 4 年 6 月 29 日 令和 4 年 7 月 20 日 機関リポジトリ運営会議決定

この要領は、「一橋大学オープンアクセス方針」(平成 29 年 10 月 19 日学長裁定。以下「本方針」という。)の実施に必要な事項を定めるものです。

(趣旨)

1. 一橋大学(以下「本学」という。)は、一橋大学研究教育憲章に基づき、新しい社会科学の探求と創造の精神のもとに、独創性に富む知的、文化的資産を開発、蓄積し、広く公開するために、オープンアクセスに関する方針を定めるものとする。

(1) オープンアクセスとは

「オープンアクセス」とは、学術論文等に誰もがインターネットを介して無償でアクセスし、その再利用を可能にする(オープン化する)ことを言います。オープンアクセスにより、大学等研究機関が研究成果を広く世界に発信し、学際的な研究やイノベーションの創出を促すとともに、研究成果を社会に還元することが期待されています。

(2) 本方針の趣旨

本方針は、本学の教員による自発的な研究成果の公開を促すために、本学が大学組織全体として学内外へ意思表明を行うものであり、本学は「一橋大学機関リポジトリ」(HERMES-IR)を通じてオープンアクセスを実現します。なお、本方針は、教員の意思に反して研究成果の公開を求めるものではありません。

(研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学協会、学内部局等(以下「出版者」という。)が発行する学術雑誌に掲載された、本学に在籍する専任教員(以下「教員」という。)の研究成果(以下「研究成果」という。)を、一橋大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

(1) 「本学に在籍する専任教員」及び「研究成果」の範囲

本方針の対象となる「本学に在籍する専任教員」は、国立大学法人一橋大学職員就業規則 (平成 16 年規則第 42 号) の第 3 条第 2 号に定める教育職員(教授、准教授、講師、助教 及び助手)です。

本方針の対象となる「研究成果」は、商業出版社、学協会又は学内部局等が発行する学術 雑誌に掲載された、雑誌論文及び紀要論文のことです。

本方針の対象となっていない登録資格者(大学院生〔博士後期課程〕、事務職員等)や研究成果(会議録、研究報告書、ワーキングペーパー、ディスカッションペーパー等)につい

ても、リポジトリへの登録が可能です。詳細については、「一橋大学機関リポジトリ管理運営規則」(平成19年規則第7号)をご参照ください。

研究成果のリポジトリへの登録を許諾する方(以下「登録申請者」という。)は、Researchmap、電子メール又は直接持参により、必要な手続きを行ってください。Researchmap及びHRI(研究者データベース)に研究者情報を持たない登録申請者は、電子メール又は直接持参による手続きが可能です。

なお、リポジトリに登録されたデータは、登録申請者が退職等により本学に在籍しなくなった場合も引き続き保存、公開されます。

(2) 著作権

リポジトリへの登録にあたり、研究成果の著作権が本学へ移転することはありません。登録前の著作権者が著作権を保持し続けます。

(公開の例外)

- 3. 前項にかかわらず、著作権等の理由により、リポジトリによる公開が不適切である場合は、本学は当該研究成果を公開しない。
- (1) 「公開が不適切である場合」の例

「リポジトリによる公開が不適切である場合」には、次のようなケースが考えられます。

- ・出版者の許諾が得られない場合
- ・共著者の同意が得られない場合
- ・出版者版と異なる版の公開を差し控えたい場合
- (2) 公開しない場合の手続き

非公開とする手続きは、研究成果が未公開か公開済みかによって異なります。

- A) リポジトリで未公開の研究成果を非公開とする場合
- B) Rsearchmap の論文情報入力画面で、「HERMES-IR への登録を許諾しない」にチェックを入れてください。リポジトリで公開済みの研究成果を非公開にする場合リポジトリ事務担当に、「HERMES-IR 掲載コンテンツの差替・削除依頼書」を提出してください(https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/ir/download.html)。

(適用の不溯及)

4. 本方針の実施以前に、学術雑誌に掲載された研究成果及び本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針を適用しない。

本方針は、平成30年4月1日から実施されます。実施より前に掲載又は採択(accept)された研究成果には、本方針は適用されません。

(研究成果の提出とリポジトリへの登録)

5. 教員は、研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される適切な版

(出版者版、著者最終稿等)を、本学に提出する。リポジトリへの登録、公開等、リポジトリに関する事項は、一橋大学機関リポジトリ管理運営規則(平成19年規則第7号)により取り扱う。

(1) リポジトリ登録が許諾される適切な版

リポジトリへの登録が許諾される版は、掲載誌によって異なります。

- A) 「出版者版」(実際に出版された版) が公開可能な場合には、登録申請者がリポジト リ事務担当に出版者版を提出するか、リポジトリ事務担当が出版者から入手します。
- B) 「著者最終稿」が公開可能な場合には、登録申請者は研究成果の著者最終稿をリポジトリ事務担当に提出してください。著者最終稿とは、学術雑誌等へ採択(accept)される直前に著者が出版者に提供した最終原稿のことで、一般的に、出版者による最終校正やレイアウト調整等の手が加えられていないものです。

提出する研究成果は、PDF、Microsoft Word 等、電子データでの提出が推奨されますが、 現物や複写物での提出も可能です。

(2) リポジトリへの登録に関する著者の同意

研究成果をリポジトリで公開することに同意する旨を、Researchmap 又は電子メール等でリポジトリ事務担当にお知らせください。

A) Researchmap の場合には、論文情報入力画面で、「HERMES-IR への登録を許諾する」にチェックを入れてください。B) 電子メール又は直接持参の場合には、「一橋大学機関リポジトリ HERMES-IR 著作

物利用許諾(同意)書」をダウンロードし(https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/ir/download.html)、必要事項を記載の上で提出してください。

(3) 共著者の同意確認

共著論文の場合、<u>必ず共著者全員の同意を得た上で研究成果を本学に提出してください</u>(リポジトリ事務担当では共著者への同意確認は行いません)。共著者の同意が得られた旨は、Researchmap 又は「一橋大学機関リポジトリ HERMES-IR 著作物利用許諾(同意)書」を用いてお知らせください。共著者間での同意書等をリポジトリ事務担当に提出いただく必要はありません。

(4) 出版者の同意確認

リポジトリでの公開にあたっては、出版者の意向に配慮する必要があります。登録申請者において、著作権規程や著作権譲渡書により、リポジトリでの公開について出版者の同意を確認できた場合には、Researchmap 又は「一橋大学機関リポジトリ HERMES-IR 著作物利用許諾(同意)書」を用いてお知らせください。なお、次の事項について条件が付されている場合には、電子メールまたは「一橋大学機関リポジトリ HERMES-IR 著作物利用許諾(同意)書」の備考欄にて、リポジトリ事務担当までお知らせください。

- ・公開可能な版(出版者版、著者最終稿等)
- ・公開禁止(エンバーゴ)期間
- ・出版者版へのリンクや著作権表示などの必要条件

登録申請者が出版者の同意を確認できなかった場合には、リポジトリ事務担当が確認を

行います。その際、リポジトリ事務担当は登録申請者に出版者の連絡先の提示、著作権譲渡 書の提出等の協力を求めることがあります。

(5) 研究成果の提出方法

投稿論文が出版者に採択(accept)されるなど、研究成果の公表が決定した場合、登録申請者は、研究成果のリポジトリ登録が許諾される適切な版をリポジトリ事務担当に提出してください。提出方法には、電子メールの送付及び直接持参があります。

資料の散逸等を防ぐため、研究成果はできるだけ速やかに提出してください。出版者により公開禁止(エンバーゴ)期間が定められている場合には、リポジトリ事務担当にて指定した日まで公開を保留する措置をとります。

(6) リポジトリへの登録

リポジトリ事務担当は、リポジトリへの登録にあたり、以下の業務を行います。

- ・書誌データの入力
- ・必要に応じて電子ファイル(Word、一太郎等)の PDF 化
- ・必要に応じて紙原稿の電子化

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議の 上、別に定める。

本方針の実施に際し必要な事項は、この要領に定めています。なお、要領の内容は、今後 学内関連部署や出版者との調整により変更される場合があります。

(実施日)

7. 本方針は、平成30年4月1日から実施する。

本方針は、平成29年10月19日に策定され、実施日は、平成30年4月1日となります。